

(別紙1)

(I) 農産タイプ

第1 趣旨

施設等の初期投資が大きい果樹、茶、施設園芸経営において、園芸産地おける離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源（鉄骨ハウス、果樹園・茶園等）を強い農業づくり交付金により再整備するとともに、併せて規模拡大意欲のある若者・女性等の雇用を行う者の営農に必要な機械施設のリース導入を支援するものとする。

なお、要綱別表5のⅣの経営資源有効活用地区事業のうち農畜産業機械等リース支援事業（経営資源有効活用型）のうち農産タイプは、要綱に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業内容

1 機械施設の範囲

(1) 対象機械の範囲

要綱別表5のⅣの2の事業内容の欄の1の生産局長が別に定める農業機械（以下「対象機械」という。）は、生産性の向上等に資するものとする。

ただし、次に掲げる農業機械は除く。

ア 施設に付随する定置型の機械

イ 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて100万円未満の機械

ウ 本事業による導入以前に利用された実績のある機械

エ 機械施設を賃貸する農業者等（以下「機械施設利用者」という。）が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新とみなされる機械

(2) 対象施設の範囲

要綱別表5のⅣの2の事業内容の欄の2の生産局長が別に定める園芸施設（以下「対象施設」という。）は、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

既存の温室に内部装置を導入する場合、原則として、既存温室は新たに導入する施設と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

2 機械施設の利用条件

(1) 対象機械の利用条件

ア 対象地域

対象機械は、強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化のうち経営資源有効活用の推進により、優良品種系統等への改植・高接の実施が確実な地区におい

て導入するものとする。

イ 農畜産業機械等リース支援事業のうち経営資源有効活用型のうち農産タイプの事業実施計画（以下「リース事業計画」という。）に定める対象機械の利用面積は、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して、同法第5条の3に基づき都道府県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に定めた利用規模の下限面積を満たすものであること。ただし、導入計画に定められていない農業機械を導入しようとする場合においては、当該事業実施主体が所在する都道府県からの情報を得て、地方農政局等においてこれを判断するものとする。

（２）対象施設の利用条件

ア 対象地域

対象施設は、強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化のうち経営資源有効活用の推進により、鉄骨ハウスの補改修の実施が確実な地区に設置するものとする。

イ 農業共済等の積極活用

機械施設利用者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済への加入に努めるものとする。

３ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械施設利用者と当該機械施設利用者が導入する対象機械又は対象施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）第7の2により承認されたリース事業計画に記載された機械施設利用者及び対象機械又は対象施設に係るものであること。
- （２）リース事業者及びリース料が第2の4及び5により選定されたものであること。
- （３）リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。
- （４）国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

４ リース事業者の選定

機械施設利用者は、導入しようとする機械施設と借り受けるリース事業者の選定に当たっては、原則として3者以上のリース事業者から見積書を徴取するものとし、最も物件価格の安価なリース事業者を選定するものとする。

５ リース料助成金の額

（１）リース料助成金の額の計算方法

要綱別表5の補助率の欄に掲げる生産局長が別に定める額（以下「リース料助成額」という。）は、対象機械施設ごとに次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械施設利用者が機械施設を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）×1/2以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

（2）リース料助成額の申請上限

リース事業計画において申請することができるリース料助成額の上限（以下「基本上限額」という。）は、農業機械については2,000万円、園芸用施設については1億円とする。ただし、農業機械化促進法第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して実用化された対象機械については、基本上限額にかかわらず、別途2,000万円を上限として申請することができるものとする。

第3 事業実施主体

当該年度中に強い農業づくり交付金実施要綱別表1のⅠのメニューの欄の4の（1）のアの実施が確実な事業実施主体と同一であること。

第4 機械施設利用者

以下の要件のすべてに該当するものとする。

- 1 強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化のうち経営資源有効活用の推進の実施により再整備した経営資源の機械施設利用者と同一であること。
- 2 機械施設利用者は、当該事業の事業実施主体と異なること。
- 3 新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）第5に定める「人・農地プラン」（以下「人・農地プラン」という。）に位置づけられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者とする。なお、現在、「人・農地プラン」を作成していない地域にあっては、作成される「人・農地プラン」に施設等の利用者を位置づけることが見込まれる場合を含むものとする。
- 4 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が30人以下の法人及び個人。ただし、農業生産法人の場合は上記の制限を適用しない。

第5 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度の1年間とする。

第6 事業の成果目標

- 1 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、事業終了年度の翌々年度とする。ただし、産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業のうち経営資源有効活用地区推進事業のうち未収益期間支援事業を実施する場合は、果樹に

については事業終了年度の4年後、茶については事業終了年度の3年後とする。

- 2 成果目標については、成果目標年度までの期間中における経営資源を活用した機械施設利用者の作付面積の拡大、雇用の創出等、定量的に図ることができる指標を設定するものとする。なお、機械施設利用者の作付面積の拡大、雇用の創出のうち、強い農業づくり交付金において、成果目標としなかった目標について指標を設定するものとする。

第7 事業の補助要件

地方農政局長は、要綱別表5のⅣの補助要件の欄に定める要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。なお、同欄の生産局長が別に定める要件は以下に定めるとおりとする。

- 1 強い農業作り交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）の別表1のⅠの4の事業を実施する地区を対象に行うこと。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画

（1）リース事業計画の作成及び提出

事業実施主体は、要綱第5の1の（1）に基づき、リース事業計画を、別記様式第1-1号により作成した上で、強い農業づくり交付金のうち経営資源の有効活用の推進に係る実施計画書等の資料を添付し、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して生産局長に提出するものとする。

なお、リース事業計画の作成にあたっては、事業実施主体は、あらかじめ参考様式を例として機械施設リース計画の様式を作成し、機械施設利用者に必要事項を記入させた上で、確認に必要な書類を添えて提出させるものとする。

（2）リース事業計画の重要な変更

要綱第5の1の（3）の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 機械施設又は機械施設利用者の変更
- エ 事業費又は事業量の3割を超える変更

2 リース事業計画の承認

- （1）地方農政局長は、この要領に掲げる基準等を全て満たす場合に限り、リース事業計画の承認を行うものとする。
- （2）別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

3 交付決定前の事業着手

地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別

記様式第1－2号により、地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。交付決定前に事業に着手する場合にあっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった後に着手するものとし、交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、交付決定前に着手した場合、事業実施主体は、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

4 助成金の支払

事業実施主体は、機械施設が機械施設利用者に導入され、当該機械施設利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第2の5の(1)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械施設利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械施設利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあつては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

5 補助金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械施設利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る補助金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

6 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあつては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械施設利用者に対して適正な利用が行われるよう指導し、事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、機械施設の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

7 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあつては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械施設が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であつて、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

第9 事業実施状況等の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業開始年度から目標年度において、当該年度における事業の実施状況を、翌年度の7月末日までに、別記様式1－3号により行うものとする。

ただし、リース事業の1年目であって、当該事業実施主体が行う全ての機械施設について利用実績がない場合は、その旨の報告を行うものとする。

- 2 地方農政局長は、リース事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第10 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業主体による事業評価及びその報告は、別記様式第1－4号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組の実施状況に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた成果報告書の内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、その評価を行うものとする。
なお、事業評価にあたっては、成果報告書の内容を確認するとともに、必要に応じ事業主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該事業主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第1－5号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長（生産局長を除く。）は、6により事業主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業主体に対し再度成果報告書を提出させるものとする。